

入札告示

札幌市告示第 5770 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和元年 10 月 28 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒063-8612 札幌市西区琴似 2 条 7 丁目 1-1

札幌市西区市民部総務企画課庶務係 電話 011-641-6921 (FAX 011-612-5264)

2 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

西町まちづくりセンター・西町会館及び西野まちづくりセンター・昭和会館駐車場除排雪業務

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。ただし、年末年始の休日（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く。

(4) 履行場所

ア 西町まちづくりセンター・西町会館（西区西町南 9 丁目 2-2）

イ 西野まちづくりセンター・昭和会館（西区西野 6 条 3 丁目）

(5) 入札方法

タイヤショベル（1.4～2.0 m³）の 1 時間当りの単価（運転手を含む）で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

契約はタイヤショベル（1.4～2.0 m³）、ダンプトラック（10t クラス）及び普通作業員の 1 時間及び 10 分間あたりの単価契約とする。

ダンプトラックと普通作業員の 1 時間あたりの単価は、下記の方法により算出した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とし、当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とする。

・ダンプトラック（10 t クラス） 入札書に記載された金額×0.632

・普通作業員 入札書に記載された金額×0.131

また、各使用機種及び普通作業員の 10 分あたりの単価は、1 時間あたりの単価に 6 分の 1 を乗じた金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とし、当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある

ときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とする。

なお、1 か月毎に集計した稼働時間に 10 分未満の端数が生じたときは、請求金額の計算時にこれを切り捨てるものとする。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 30～32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「除雪サービス業」に登録されている者であること。
- (3) 平成 30～32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市競争入札参加資格者参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 告示日を起点とした過去 2 年間において、本市又は他の官公庁の施設における除排雪業務の履行実績があること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先
上記 1 に同じ。
- (2) 入札の日時及び場所
令和元年 11 月 6 日（水）10 時 30 分
西区役所 4 階第 3 会議室（札幌市西区琴似 2 条 7 丁目 1-1）
- (3) 開札
入札終了後直ちに上記(2)の場所にて行う。
- (4) 入札書の提出方法
上記(2)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること（送付及び電送による提出は認めない。）

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除する

ことがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札候補者の決定方法

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

(6) 詳細は入札説明書による。